

○兼職及び兼業の許可

・概要

- (1) 校長及び職員は、教育に関する他の職務に従事しようとするとき、または営利企業等に従事しようとするときは、教育長の承認または許可を受けなければならない。

・関係法令等

- (1) 地方公務員法 第38条
- (2) 地方公務員特例法 第17条
- (3) 営利企業等の従事制限に関する規則
- (4) 市町村学校管理規則

・留意事項

- (1) 兼職等承認申請書については、派遣依頼先の関係の関係書類を添付する。
- (2) 営利企業等従事許可申請書については、事業内容等関係書類を添付する。
- (3) 提出部数 地教委へ2部

以 下 余 白